

ご存知ですか？

女性の健康

サポートセンター

女性は、妊娠・出産・子育て、思春期・更年期の身体の変化など、特有の悩みがあります。女性の健康サポートセンターは、女性ならではの健康上の相談について、総合的に対応します。



次のような相談ができます。

- 女性の心身の健康づくり
 - 不妊に関する相談
 - 更年期に関する相談
 - 妊娠、出産、子育てに関する相談 など
- 相談するには下記の2つがあり、どちらも無料で相談でき、保健師が対応します。

◇女性の健康相談日

■日時／原則毎月第2木曜日、午後1～4時

■場所／釧路保健所

※相談は予約制で、前日までに下記に電話で予約してください。

◇女性の健康相談ダイヤル

■日時／月～金曜日（祝日は除く）午前9時～午後5時

■相談方法／下記に電話し、「女性の健康サポートセンター」とお伝えください。

■相談先／釧路保健所（☎0154-22-1233）

◇不妊治療の相談について

北海道では不妊治療の専門相談に対応するため、不妊専門相談センターを旭川医科大学病院に設置し相談に応じます。

■相談方法／面接または電話（予約制）

■日時／毎週火曜日、午前11時～午後4時

■予約受付／月～金曜日、午前10時～午後4時

■電話予約専用ダイヤル／不妊専門相談センター（☎0166-68-2568）

平成24年度

思春期・青年期 精神保健相談を 実施します

釧路保健所では、次の日程で思春期・青年期精神保健相談を行います。

摂食障害や発達障害、ひきこもり、うつなどの、児童思春期・青年期におけるメンタルヘルスの諸問題で不安や悩みを持つ方や親・関係者に対し、児童精神科医による医療をはじめ、生活全般への助言や指導を行います。あらかじめ予約が必要ですので電話で問い合わせしてください。

■日程・担当医師／

• 7月6日(金)：札幌医科大学 神経精神科 館農勝彦 師

• 8月23日(木)：札幌医科大学 小児科 國重美紀医師

■時間／午前9時～正午

■予約先・問い合わせ／釧路保健所子ども・健康推進課（☎0154-22-1233）

長寿88歳

おめでとうございます

《平成24年4月該当》

掲載に同意いただいた方のみ掲載しています。



今井壽太郎さん
(富士)



佐藤梅子さん
(川上)



寺本孝子さん
(川上)



松澤敏子さん
(塘路)



伊良子光子さん
(麻生)



蛭田ツヤ子さん
(旭)

生活豆知識

簡単にもうかるの？
悪質な
マルチ商法にご注意！

化粧品や健康食品などの商品を買って組織の会員になり、友人などを紹介して加入者を増やすことで簡単に大きな利益を得られると勧誘する「マルチ商法」によるさまざまなトラブルが、全国の消費生活センターに寄せられています。

今月は、「マルチ商法」による代表的なトラブル事例についてお知らせします。

ひとことアドバイス

- マルチ商法は、仕組みがわかりにくい取り引きであり、実際に儲かるのはほんの一握りの組織の上位者だけで、購入した商品と借金だけが残る場合が多いと考えられます。悪質な勧誘による苦情は、一時期減少したかに見えましたが、「ネットワークビジネス」などいろいろな名称が使われており、相談が寄せられるのはごく一部と考えられます。「絶対に儲かる」「簡単に月収100万円になる」などという甘い言葉に惑わされないようにしましょう。
- 最近では、事例のようにSNSで知り合った人から勧誘される場合や、「出資による配当金のほかにも、人を紹介して契約に結びつけば紹介料がもらえる」などといった「マルチ商法型の“出資”勧誘」の事例も見受けられます。勧誘者が無登録で勧誘を行った場合は、出資法や金融商品取引法などに抵触し、刑事罰の対象になる恐れもありますので注意しましょう。
- マルチ商法は、家族や友人、知人を巻き込んで人間関係を壊してしまう危険性もあります。契約するつもりがなければ、勇気を持ってきっぱりと断ることが大切です。

Q 4日前、SNS（友人を紹介し合い登録していくコミュニティ型のウェブサイト）で知り合った女性と会った。ビルの一室へ連れて行かれ、「この会社は、化粧品や健康食品を売っていて私も会員。私が誰かを紹介すると収入になる」と言われた。その後、男性も来て「彼女もうちの化粧品を使って肌がきれいになった。配合されている成分は細胞を生き返らせ、遺伝子にもよく、がんも抑制する。7人勧誘し、その人たちが会員を増やせば、たったの3カ月で月収10万円くらいになる」と言われた。良い話だと思い、翌日印かんを持参して1本9,000円の健康ドリンク2本の契約をし、現金で1万8,000円を支払った。このことを友人に話したら反対された。クーリング・オフできるか。（20代男性）

A 「会員を増やせば収入になる」などの誘い文句で個人を販売員として勧誘し、誘われた人が販売員となってさらに次の人を勧誘していく—このようなかたちで、販売組織を連鎖的に拡大していく商品・役務（サービス）取り引きのことを連鎖販売取引といい、『マルチ商法』と呼ばれることが多いものです。

連鎖販売取引は特定商取引法（特商法）で規制されており、概要書面や契約書面など書面の交付義務、勧誘に関するさまざまな禁止行為、中途解約返品制度などの規制を設けており、事業者だけではなく、末端の販売者も規制されます。

連鎖販売取引は、契約書面受領日か商品の受領日のどちらか遅い方から起算して20日間はクーリング・オフが可能です。

この事例については、連鎖販売取引だと考えられたため、相談者にクーリング・オフの仕方を説明し、事業者へ通知するよう助言しました。書面を送付した後、消費生活センターから当該事業者へ確認したところ、商品が届き次第、返金するということでしたので相談者へ伝え、返金を確認し、終了しました。

☆事例のようなトラブルに遭ったり、困ったときは、右記相談窓口へ相談ください。

■相談窓口／

- 役場企画財政課商工労働係（2階16番窓口）
☎485-2111内線251
- 釧路市消費生活センター
☎0154-24-3000

殺虫剤の保管について

殺虫剤を別の容器に入れ替えた後、誤って飲んでしまうケースが報告されています。人体に有害なものであることを明確に表示し、また小さな子供が近くにいる場合には、手の届かないところに置くなど、その保管方法には十分に注意してください。

大麻を発見した時は連絡を

本町では、いまだに野生の大麻がみられ、発見しだいその除去に努めています。しかし、完全に根絶することはできず、そのまま放置してしまうと違法採取され、乱用される危険性もあります。

完全な大麻の撲滅のためには、皆さんの協力が大きな力となります。野生の大麻をみつけたときには下記へ情報をお寄せください。

北海道釧路保健所（☎0154-22-1233）

役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎485-2111内線125）